

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第13回 議会運営委員会			
開会日時	令和3年 4月21日	午前 9時00分	開会	
	令和3年 4月21日	午後 9時58分	閉会	
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者4名			
出席委員	熊高 昌三	—	—	
	山根 温子	大下 正幸	—	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	児玉 史則	山本 優	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	内藤 道也
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和3年第1回安芸高田市議会臨時会の運営について ① 提出案件について ② 会期及び日程について (2) 執行部からの報告事項の取扱いについて 2、その他			

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は4名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年第1回安芸高田市議会臨時会の運営について

① 提出案件について

② 会期及び日程について

○熊高委員長

令和3年第1回安芸高田市議会臨時会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長

第1回臨時会は、4月28日を招集日として予定している。提出予定の議案は、専決処分した事件の承認関係が3件、予算関係が1件、計4議案である。

概要については、総務課長が説明する。

○内藤総務課長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

ただ今の説明に対し、質疑はないか。

○金行委員

一般会計補正予算は、国庫補助金の事業か。

○内藤総務課長

国庫10/10の事業である。

○熊高委員長

ほかに質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

会期及び日程について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(会期及び日程について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

(なし)

令和3年第1回安芸高田市議会臨時会の日程は、会期を4月28日の1日のみとすることに異議はないか。

(異議なし)

異議がないので、会期は4月28日の1日のみとする。

議案の取扱いについて、お諮りする。

承認第2号から第4号、議案第30号の4件は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑・討論、採決を行うことに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

以上で、令和3年第1回安芸高田市議会臨時会の運営についてを終了する。

執行部からそのほかにないか。

(なし)

○熊高委員長 暫時休憩する。
休憩 9:08 (執行部退席)
再開 9:09

(2) 執行部からの報告事項の取扱いについて

- 熊高委員長 再開する。
執行部からの報告事項の取扱いについてを議題とする。
事務局に資料の説明を求める。
- 森岡事務局長 追加協議事項として、執行部からの報告事項の取扱いについての資料を準備している。先日19日の全員協議会の中で、提案があったものを本日の委員会で協議いただきたい。
詳細については、次長が説明する。
- 國岡事務局次長 (資料:「執行部からの報告事項の取扱いについて」について説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
- 大下委員 執行部からの報告事項、なぜ全員協議会で説明できないのか。
- 森岡事務局長 1月の全員協議会で、市長が説明しないと行った立場をとられて以降、報告案件がない状況である。これまでの流れから、これからも報告はないだろうと察する。
第2次総合計画と、財政運営方針・財政健全化計画は、3月の定例会中に執行部は報告する予定だったが、調整が間に合わず、報告できなかったものと確認している。説明をするつもりはないというものではない。委員会での説明を考えていたということ。
- 大下委員 基本的には、執行部から報告したいということなのに、なぜ全員協でできないのか。市長が全員協に出ないというなら、担当部署だけ出席したらよいのでは。
- 森岡事務局長 憶測だが、市長は、自分が出席しないものは他の職員も出さないというスタンスではないかと思う。
- 熊高委員長 憶測の範疇ですね。
- 大下委員 全員協には出ないが委員会には出るというのはどういうことか。おかしいのでは。
- 熊高委員長 暫時休憩する。
- 休憩 9:18
再開 9:48
- 熊高委員長 再開する。
執行部からの報告事項の取扱いについて、休憩中に協議してもらったが、基本的には従前のような全員協ができないのかという

ことを、議長に執行部の方に確認をとってもらい、「できる」ということなら多少方向性が変わると思うが、「難しい」ということであれば、基本的には事務局案①の各委員会で取り組んでいきたいということを議会運営委員会としては整理したということ、28日臨時会終了後、皆さんとの会議に諮っていきたい。

これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、議長の件と、①の案と2つあるが、28日臨時会後の皆さんとの会議は、連絡会とするか全員協議会とするか。私は基本的には全員協議会がよいと思うが、皆からの意見を伺う。

○國岡事務局次長

連絡会又は全員協議会とした理由は、仮に連合審査会の手法を議会運営委員会で選択した場合、連合審査会をするためには、各委員会で連合審査会をするかどうか諮って議決する必要がある。よって、委員会を制約することになってはいけないので、連合審査会を選択したのであれば連絡会、そうでなければ全員協でも問題はないと判断し、このような表現としたものである。

○熊高委員長

①番であれば、連合審査会の委員外議員という表現か。

○國岡事務局次長

違う。正式な委員会である。

○熊高委員長

であれば、連合審査会をするという制約というものは付かないと思うので、任意の連絡会となると、任意なので欠席者もいると思うので、正式に確認をするのであれば全員協議会の方が良い気がして、事務局とすり合わせをした上で、連絡会か全員協議会かを皆さんに判断いただきたいということであったが、今の意見でいえば全員協議会にして報告するということですね。

○山根委員

全員協議会でよい。

○熊高委員長

それでは4月28日開会の全員協議会に報告をしたいと思う。

議長、それでよろしいか。

○宍戸議長

よい。議運で決まったことを尊重する。

○熊高委員長

議長の許可もいただいたので、全員協議会で報告することとする。

○山根委員

一点確認したい。

委員外議員の発言を認めるとは具体的にはどういうことか。

○國岡事務局次長

委員会で委員外議員の発言は、委員会が認めないと発言ができない。先日、配布した申し合わせの中に、事前に通告するルールがある。委員外議員で質問したい方は書面で委員長に出す

ことになる。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休 憩 9 : 5 4

再 開 9 : 5 6

○熊高委員長

再開する。

山根議員より、委員外議員の発言ということに関しては、申し合わせ書にもあったとおり、委員会で委員外議員の発言を認めた上で、基本的には事前通告を出していただくという取扱いでよいか。

(意見なし)

ほかにあるか。

ないようなので、執行部からの報告事項の取扱いについては、4月28日の臨時会終了後の全員協議会に結果を報告することで、これに異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように取り扱う。

2 その他

○熊高委員長

その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 9 : 5 8】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長